

平成 26 年 12 月 9 日
(一社) 日本医薬品卸売業連合会

薬価調査・改定の頻度変更の場合における流通への影響について

1. 流通に与える影響

(1) 薬価を頻回に改定することになれば、メーカーは従来どおりの収益確保のため、高仕切価設定をする可能性がある。また、医療機関等は従来の薬価差益を確保するため、価格交渉が難航するおそれがある。

その結果、

① 高仕切価と従来の薬価差益要求の間であって、一次売差マイナスの改善が進まないおそれがある。

② 価格交渉が難航することにより、単品単価取引が後退するおそれがある。

このような種々の問題が生じ、流通改善が後退しかねない。

(2) 現行の 2 年に 1 回の薬価改定でもカテゴリーチェンジが急速に進んでおり、薬価改定の頻度を増やすと新薬創出加算品以外の薬価の下落スピードが更に速まるなど、医薬品市場に大きな影響があると見込まれる。医薬品市場の急激な変化は、医薬品流通の安定を損なうばかりでなく、医薬品供給体制全体に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

2. 卸又は卸経営に与える影響

(1) 公的医療保険制度の下で、公定価格である診療報酬と薬価は不可分の関係にあり、薬価改定は診療報酬改定と同時に行われるべきである。仮に、薬価改定と診療報酬改定が切り離して行われた場合には、薬価差益が増大する懸念も考えられ、卸に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

(2) 薬価を頻回に改定すれば、常時、価格交渉を行う等、多大な労力を費やすことになり、MS の情報収集・提供機能等、価格交渉以外の通常業務に支障を生ずるおそれがある。また、災害時や感染症発生時への対応等にも支障を生ずることにより、緊急時の社会インフラとしての側面を全うできないおそれがある。